

## 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の開始に当たっての 意見聴取について

### 乳児等通園支援事業の確認に係る利用定員の設定について

- 令和8年度から大磯幼稚園において給付制度として実施するに当たり、利用定員を定めて、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う旨の「確認」を行うこととなります。  
(子ども・子育て支援法54条の2)
- 「確認」に当たり、「利用定員の設定」について、大磯町子ども・子育て会議のご意見をお聴きします。(子ども・子育て支援法第54条の2第3項)

乳児等通園支援事業所：大磯幼稚園)

項目	対応
利用定員	計12人（0歳：3人、1歳：5人、2歳：4人）

### 参考【根拠法令】

○子ども・子育て支援法（特定乳児等通園支援事業者の確認）

第54条の2 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

**【実施方法（令和8年度）】** ※利用定員・実施時間は利用状況により柔軟に対応

項目	対応
実施場所	大磯町立大磯幼稚園（1階保育室）
対象年齢	0歳6か月～満3歳未満
月の児童1人あたりの時間枠	月10時間
実施日	月曜日～金曜日の平日
実施時間	午前10時～午後4時
食事・おやつの提供	提供無し
利用料（保育料）	300円／1時間（免除・減免規定あり）